

第4次黒潮町地球温暖化対策実行計画  
(事務事業編)  
2023年度～2030年度



2023年3月

(2024年3月改定)

## 目次

### 第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の背景と目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
3. 黒潮町総合戦略及び区域施策編との関係・・・・・・・・・・ 2
4. 基準年度・計画期間・目標年度・・・・・・・・・・ 3
5. 対象とする事務・事業・・・・・・・・・・ 3
6. 温室効果ガス排出量の算定について・・・・・・・・・・ 5

### 第2章 第3次計画における目標達成状況

1. 目標年度の二酸化炭素排出量・・・・・・・・・・ 6

### 第3章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標

1. 二酸化炭素排出量及び要因別の排出状況・・・・・・・・・・ 8
2. 二酸化炭素排出削減目標・・・・・・・・・・ 8

### 第4章 目標達成に向けた取組

1. 取組の基本方針・・・・・・・・・・ 10
2. 具体的な取組内容・・・・・・・・・・ 10

### 第5章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

1. 推進体制・・・・・・・・・・ 19
2. 点検・評価（KPI）・・・・・・・・・・ 20
3. 進捗状況の公表・・・・・・・・・・ 20
4. 改定に向けての見直し（PDCA）・・・・・・・・・・ 20

### 第6章 参考資料

1. 進捗管理等に必要な各種シートなど・・・・・・・・・・ 21
2. 設備や施設に係る関係資料・・・・・・・・・・ 21

## 第1章 計画の基本的な考え方

### 1. 計画策定の背景と目的

#### (1) 計画策定の背景

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021年8月には、IPCC第6次評価報告書第1作業部会報告書政策決定者向け要約が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、いくつかの地域における強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

このような状況を踏まえ高知県は2021年3月に地球温暖化対策実行計画を改定、さらに2022年3月には高知県脱炭素社会アクションプランの中で、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で47%削減する目標を定めました。また、2050年度の目標については、高知県知事がCO<sub>2</sub>排出実質ゼロを宣言し、地球温暖化対策実行計画でも2050年にカーボンニュートラルを目指すとしています。

本町ではこうした地球温暖化問題を取り巻く国内外の動向を踏まえ、地球温暖化対策を更に強化していく必要があると考え、2021年6月1日に「2050年温室効果ガス排出量実質ゼロ」を目指した「黒潮町ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、2023年3月には『未来への想像力をもち続けること』という理念のもと、自然再生エネルギーなどを活用した「カーボンニュートラル」の実現を目指した黒潮町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（以下「黒潮町区域施策編」という。）を策定し、温室効果ガス排出削減の取組を推進してきました。

#### (2) 計画策定の目的

黒潮町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「黒潮町事務事業編」という。）の実施に当たっては、本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現と、町民・町内事業者の脱炭素モデルとなるよう庁内各部局が横断的に取組むと共に、率先的な地球温暖化対策の推進を図ります。

## 2. 計画の位置づけ

黒潮町事務事業編は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）第 21 条第 1 項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、黒潮町が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

## 3. 黒潮町総合戦略及び区域施策編との関係

### （１）黒潮町総合戦略

黒潮町では、2008 年から「黒潮町総合振興計画」を町の最上位計画と位置づけ、2017 年度までの町の進むべき方向と主要施策及び重点施策を示してきました。2018 年度には総合振興計画の内容を発展・昇華させ、黒潮町まち・ひと・しごと創生総合戦略を含む新たな総合戦略「黒潮町総合戦略」を本町の最上位計画として策定しました。

### （２）黒潮町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

町の進むべき将来像及び基本的な考え方などを示した「黒潮町総合戦略」に合わせて“地球温暖化対策が進んだ脱炭素社会”を実現するための具体的な取組を、総合的かつ計画的に実施するための計画です。

表 1-1 本計画とその他の計画との関係性

|                                                                                                                                                             |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>■黒潮町総合戦略（2018 年 6 月策定）</b>                                                                                                                               |
| 「黒潮町総合戦略」は、産業振興を中心とする創生基本計画に加え、福祉基本計画、教育基本計画、防災基本計画の 4 部で構成されており、将来の人口減少克服・地方創生を達成するために特に重要と考える 4 つの事業領域についての基本的な考え方、今後 5 カ年で重点的に取組む政策・施策・事務事業をそれぞれ示した計画です。 |
| <b>■黒潮町地球温暖化対策実行計画「事務事業編」（※本計画 2024 年 3 月改定）</b>                                                                                                            |
| 黒潮町役場（出先機関も含む）から排出される二酸化炭素の削減に向けた目標や、その取組内容を示した計画です。                                                                                                        |
| <b>■黒潮町地球温暖化対策実行計画「区域施策編」（2023 年 3 月）</b>                                                                                                                   |
| 町内の施設や設備、町民・事業者みなさんの暮らし、業務から排出される温室効果ガスの削減を目的に、再エネや省エネ機器の導入、ライフスタイルの提案など地球温暖化防止に関するあらゆる取組の提案と削減の目標などを示した計画です。                                               |

#### 4. 基準年度・計画期間・目標年度

本計画の基準年度は、国の地球温暖化対策計画及び黒潮町区域施策編との整合性を図り、2013 年度を基準年度とします。

計画期間は 2024 年度から 2030 年度の 7 年間とし、概ね 5 年を目途に見直しを行います。なお、本計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化等により、必要に応じて見直しを行うものとする。

#### 5. 対象とする事務・事業

原則として、本町が行う全ての事務・事業とし、出先機関等を含めたすべての組織及び施設を対象とします。なお、施設については、指定管理者や委託業者が管理運営する町有施設も対象とします。

表 1-2 対象施設

| 所管    | 対象施設          |               |
|-------|---------------|---------------|
| 総務課   | 黒潮町役場本庁※      | 黒潮町役場佐賀支所     |
| 地域住民課 | 黒潮町大方町民館      | 黒潮町佐賀町民館      |
|       | 黒潮町総合保健センター   | 黒潮町拳ノ川診療所     |
| 健康福祉課 | 黒潮町保健福祉センター   |               |
| 教育委員会 | 黒潮町立大方くじら保育所  | 黒潮町立佐賀保育所     |
|       | 黒潮町立大方中央保育所   | 黒潮町立南部保育所     |
|       | 黒潮町立三浦小学校     | 黒潮町立田ノ口小学校    |
|       | 黒潮町立入野小学校     | 黒潮町立南郷小学校     |
|       | 黒潮町立上川口小学校    | 黒潮町立佐賀小学校     |
|       | 黒潮町立伊与喜小学校    | 黒潮町立拳ノ川小学校    |
|       | 黒潮町立大方中学校     | 黒潮町立佐賀中学校     |
|       | 黒潮町大方学校給食センター | 黒潮町佐賀学校給食センター |

※黒潮町役場本庁 2018 年 1 月 9 日新庁舎に移転

表 1-3 指定管理者が管理する施設

| 所管    | 対象施設          |
|-------|---------------|
| 地域住民課 | 黒潮町立佐賀児童館     |
|       | 黒潮町立大方児童館     |
|       | 黒潮町和紙工房施設     |
| 海洋森林課 | 黒潮町水産関係等共同作業場 |

|       |                            |
|-------|----------------------------|
|       | 黒潮町林業総合センター                |
|       | 黒潮町立漁村センター及びホエールウォッチングセンター |
|       | 黒潮町立漁船漁業用作業保管施設            |
|       | 黒潮町水産加工施設                  |
| 健康福祉課 | 特別養護老人ホーム「かしま荘」            |
|       | デイサービスセンター「鹿島ヶ浦」           |
|       | デイサービスセンター「こぶし」            |
| 農業振興課 | 黒潮町畜産団地施設                  |
|       | 黒潮町農林業地域改善対策事業菌茸生産施設       |
| 産業推進室 | 黒潮町地域特産品処理加工施設             |
|       | カツオのタタキづくり体験等交流施設黒潮一番館     |
|       | 黒潮町環境ふれあい交流施設ビオスおおがた       |
|       | 黒潮町さが交流拠点施設なぶら土佐佐賀         |
| 環境政策室 | 黒潮町衛生センター                  |
|       | 黒潮町 EM 菌培養施設               |
| 教育委員会 | 黒潮町立大方あかつき館                |
|       | 黒潮町立大方図書館                  |
|       | 黒潮町立佐賀図書館                  |

## 6. 温室効果ガス排出量の算定について

### (1) 対象とする温室効果ガス

黒潮町内には、大規模農場や麻酔剤（笑気ガス）を使用する大規模病院が存在しないため、CH<sub>4</sub> や N<sub>2</sub>O 等の排出による影響は小さいと考えられます。そのため、本計画で対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第 2 条第 3 項に定められている 7 種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）のみとします。

### (2) 算定方法

- ① 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 3 条第 3 項に基づく国の責務の一環として、環境省が示した令和 5 年 3 月に改定した「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（令和 5 年 3 月改定）」に基づき、二酸化炭素排出量を推計
- ② 二酸化炭素の排出量について次に掲げる地球温暖化係数を乗じて、総排出量を算出

表 1-4 地球温暖化係数

| 種類                                     | 主な用途・発生源                             | 地球温暖化係数※           |
|----------------------------------------|--------------------------------------|--------------------|
| 二酸化炭素（CO <sub>2</sub> ）                | 化石燃料の燃焼など                            | 1                  |
| メタン（CH <sub>4</sub> ）                  | 稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋め立てなど                | 25                 |
| 一酸化二窒素（N <sub>2</sub> O）               | 化石燃料の燃焼、工業プロセスなど                     | 298                |
| ハイドロフルオロカーボン類（HFC）                     | エアコンや冷蔵庫などの冷媒、スプレー、断熱材、化学物質の製造プロセスなど | 1,430<br>(HFC134a) |
| パーフルオロカーボン類（PFC）                       | 半導体・液晶の製造プロセスなど                      | 7,390<br>(PFC14)   |
| 六ふっ化硫黄（SF <sub>6</sub> ）               | 電気の絶縁体、半導体・液晶の製造プロセスなど               | 23,800             |
| 三ふっ化窒素（N <sub>2</sub> F <sub>4</sub> ） | 半導体・液晶の製造プロセスなど                      | 17,200             |

※地球温暖化係数：

温室効果ガスの温暖化に及ぼす影響を、CO<sub>2</sub> を 1 として CO<sub>2</sub> に対する比率で示した係数です。国内で使用されているこの係数は、IPCC(気候変動に関する政府間パネル)の 2007 年の報告書で示されたものです。2021 年の報告書ではフロン類などで引き上げられており、今後も科学的知見に基づき改定されていきます。

## 第2章 第3次計画における目標達成状況

### 1. 目標年度の二酸化炭素排出量

#### (1) 目標数値

前計画の第3次黒潮町事務事業編（2018年度～2022年度）では基準年度とした、2017年度の二酸化炭素排出量 1,901.2 t-CO<sub>2</sub> を 2022 年度までに 5%削減することを目標としています。

#### (2) 排出実績

2017 年度を基準値とした削減目標に対して、2021 年度の二酸化炭素排出量実績は 1,930.4t-CO<sub>2</sub> で、2%の増加になりました。（図 2-1）

第3次計画期間の最終年度となる 2022 年度の二酸化炭素排出量実績（速報値）は 2,067 t-CO<sub>2</sub> となり 9%増になっています。

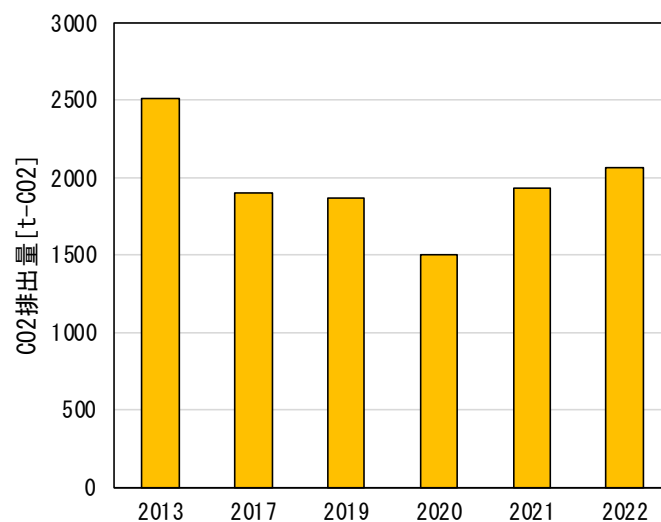


図 2-1 二酸化炭素排出量の推移





## コラム 1.黒潮町事務事業編の対策の考え方

本計画の対策は、新築の建築断熱、今ある建築物の断熱改修、設備更新時に省エネ機器を選択、公用車更新時には電気自動車を選択することなどにより、エネルギー消費量を削減します。また、公共建築物に再エネ設備を導入し、購入電力の再エネ割合を拡大、供給と消費の両面で再エネを増やしエネルギー量あたりのCO2を削減し、排出総量を減らします。

省エネ対策は新築、更新時が最も低コストでできます。事前に断熱、省エネ、再エネ計画を立てて実行し、目標達成の点検を行い、対策不足であれば追加対策も実施します。これにより、“がまん”をしない省エネにつながるとともに、断熱効果により快適な施設になります。また、設備費や光熱費の費用も計画的に削減できます。

## 第3章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標

### 1. 二酸化炭素排出量及び要因別の排出状況

本計画の基準年度である2013年度の二酸化炭素排出量は2,511.1 t-CO<sub>2</sub>でした。

前計画（第3次黒潮町事務事業編）の最終年度となる2022年度（速報値）の二酸化炭素排出量は2,067 t-CO<sub>2</sub>であり、排出要因別に見ると「図3-1」のとおり電力が90%以上を占めています。その他、灯油・重油・LPGは熱利用に、ガソリンと軽油は自動車燃料に使われています。

### 2. 二酸化炭素排出削減目標

国の地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）において、地方公共団体が該当する「業務その他部門」では、2030年までに2013年度比で51%の削減が目標となっています。また、黒潮町区域施策編「業務その他部門」の削減目標は、2030年までに2013年度比で76%削減であることも踏まえ、本計画における2030年度の削減目標を76%以上とします。

《二酸化炭素排出量の削減目標》

2030年度までに2013年度比で76%以上削減

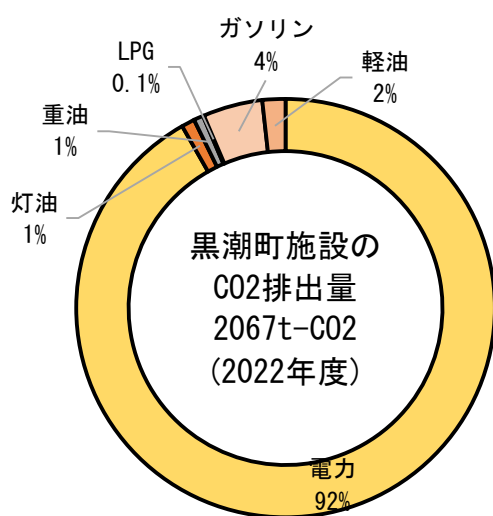


図3-1 要因別 CO<sub>2</sub> 排出状況（2022年度）

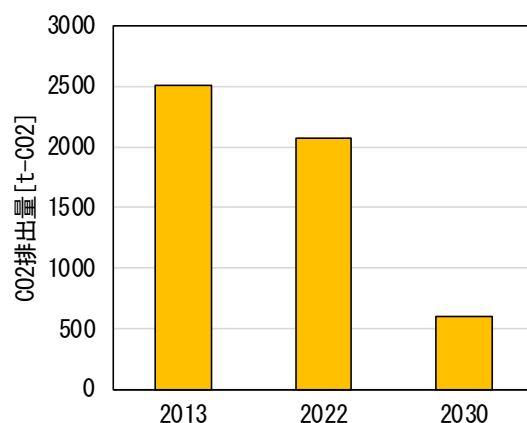


図3-2 CO<sub>2</sub> 排出削減目標

表 3-1 CO2 排出削減目標

| 項目       | 2013 年度<br>【基準年度】 | 2022 年度<br>【現状値】 | 2030 年度<br>【目標】 |
|----------|-------------------|------------------|-----------------|
| 二酸化炭素排出量 | 2,511.1 t-CO2     | 2,067 t-CO2      | 600t-CO2        |
| 削減率      | —                 | 18%              | 76%             |

図 3-2 及び表 3-1 のとおり目標とする削減率は大きいものの、省エネと再エネの両輪で進めることで無理なく実現します。

【省エネ対策】

断熱化、省エネ機器・電気自動車転換を進め、エネルギー消費量を 2030 年に 2022 年比 29%削減します。設備更新時が鍵となるので設備計画を策定します。

【再エネ導入】

購入電力はエネルギー基本計画の 2030 年度目標まで排出係数が改善するとし(注)、再エネ設備機器の発電と再エネ 100%電力を約 2 割進めます。

注：国の 2030 年目標は 0.25kg-CO2/kWh、消費側で地域電力も含め選択し実現します。

《主な施設種類の床面積あたりエネルギー消費量目標、床面積あたり CO2 目標の例》

| 項目        | 床面積比エネルギー[MJ/m <sup>2</sup> ] |         | 床面積比 CO <sub>2</sub> 排出量[t-CO <sub>2</sub> /m <sup>2</sup> ] |         |
|-----------|-------------------------------|---------|--------------------------------------------------------------|---------|
|           | 2022 年度                       | 2030 年度 | 2022 年度                                                      | 2030 年度 |
| 大方給食センター  | 1013                          | 729     | 126                                                          | 41      |
| 佐賀給食センター  | 759                           | 400     | 86                                                           | 22      |
| 本庁舎       | 355                           | 280     | 40                                                           | 16      |
| 佐賀庁舎      | 282                           | 100     | 25                                                           | 6       |
| 保育所（平均値）  | 246                           | 156     | 29                                                           | 9       |
| 町民館交流センター | 147                           | 99      | 21                                                           | 5.5     |
| 小中学校（平均値） | 64                            | 45      | 7                                                            | 2.6     |

## 第4章 目標達成に向けた取組

### 1. 取組の基本方針

全ての職員は、環境に与える影響並びに二酸化炭素の排出削減を意識しながら事務事業を実施する必要があります。

その中でも、二酸化炭素の排出要因である、電気使用量と灯油・重油・ガソリンなどの燃料使用量の削減に重点的に取組むと共に、機器・設備・施設等の更新時には、費用対効果を考えながら可能な限り省エネタイプ（EVの導入やZEH化など）に切り替えていきます。また、化石燃料由来のエネルギーから二酸化炭素を排出しない再生可能エネルギーの利用に転換していきます。

### 2. 具体的な取組内容

#### （1）再生可能エネルギー・未利用エネルギー等の導入

太陽光発電などの再生可能エネルギーを公共施設に導入し、電力使用による二酸化炭素排出量の削減と蓄電設置を併せることにより防災拠点としての役割を担います。

##### ①太陽光発電システムの導入

- 新築、改築の際には可能な限り太陽光発電を設置する。
- 既存の公共施設の屋根やカーポートには可能な限り太陽光発電を設置する。
- バイオガス発電など技術が確立されたものは積極的に導入していく。
- これらの発電システムに併せて可能な限り蓄電設備を設置する。

##### ②未利用エネルギーの導入

- 排熱利用など再エネ熱エネルギーの導入を推進する。
- 化石燃料の使用を2050年までには廃止する。

##### ③再生可能エネルギー電力への切替え

- 購入電力契約の際は、可能な限り再生可能エネルギー割合の高いものを選択する。
- エネルギーの地産地消の観点から黒潮町内再エネ電力の使用を検討する。
- RE100（再エネ100%）の電力に順次切り替えていく。

#### （2）公共施設における省エネルギー対策の推進

黒潮町内及び周辺地域の自然環境に配慮し、持続可能なまちづくりを進めていくため、道路・公園などを含む全ての公共施設の整備において、環境に配慮した脱炭素に資する技術の導入を推進していきます。

### ①新築・改築時における ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化の導入

- 設計段階で省エネ性能を明確にし、ZEB Ready 以上を標準化していく。

### ②施設整備・改修時における省エネ・断熱化等の導入

- 省エネ法対象機器を購入する際には、その中でもエネルギー効率が高く使用時のエネルギー消費量の小さい設備機器を選ぶ。省エネ法対象機器でない場合においても使用時に、よりエネルギー消費量の小さい設備機器を選ぶ。
- 照明は LED 照明・人感センサーを選び、蛍光灯、水銀灯などは 2027 年までに LED 転換する。（第 6 章参照）
- 既存の化石燃料使用機器を、冷暖房・給湯は電気エアコン・電気ヒートポンプ機器、厨房機器は電気 IH 機器などへ計画的に転換する。
- 化石燃料使用機器は新規に購入、リース契約をしない。
- 建築物は断熱性能に優れた窓ガラス（三重窓・樹脂サッシ等）の導入などの断熱・遮熱改修により、基準となる建築物より 3 割低いエネルギー消費を目指す。（第 6 章参照）
- 日射遮蔽部材の設置や、遮熱塗料を塗るなどの遮熱による省エネ化に取り組む。
- 計画・設計時での環境に配慮した事業者の選定を行う。

### ③エネルギー管理システム導入等の検討

- 1,500 m<sup>2</sup>以上の施設に対して、建物全体のエネルギー設備を統合的に監視し、自動制御することにより、省エネ化や運用の最適化を行う管理システム（BEMS）の導入を推進する。

### ④街路灯などの LED 化

- 2030 年まで計画的に街路灯や避難誘導灯の LED 化を実施する。

## コラム2.ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）

ZEB は、ビルで消費するエネルギーを建物の断熱、機器の省エネ化などで減らし、冷暖房と給湯、照明のエネルギーを施設の太陽光発電などの再生可能エネルギーで賄うビルのことです。ZEB はゼロエネルギー達成状況に応じて 4 段階に定義されています。

#### ■『ZEB』（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ゼブ））

省エネ（50%以上）＋創エネで 100%以上の一次エネルギー消費量の削減を実現している

#### ■Nearly ZEB（ニアリー・ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ニアリー ゼブ））

省エネ（50%以上）＋創エネで 75%以上の一次エネルギー消費量の削減を実現している

#### ■ZEB Ready（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル・レディ（ゼブ レディ））

省エネで基準一次エネルギー消費量から 50%以上の一次エネルギー消費量の削減を実現している

#### ■ZEB Oriented（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル・オリエンテッド）

延べ面積 10000 m<sup>2</sup>以上で用途ごとに規定した一次エネルギー消費量の削減\*を実現し更なる省エネに向けた未評価技術（WEBPRO において現時点で評価されていない技術）を導入している

### (3) EV（電気自動車）への転換

公用車の EV への転換を推進し、走行時における二酸化炭素の排出を削減します。

#### ①公用車更新時には EV を導入

- 原則として公用車の購入時には EV に転換する。  
(※長距離移動が想定される車両など、用途によってはこの限りではない)
- 特殊車両等で市場に対象車両がない場合は次に優先度の高い車両を検討する。
  - 1.EV（電気自動車）
  - 2.PHV（プラグインハイブリッド車）
  - 3.ハイブリッド車
  - 4.低燃費車（ガソリン・軽油）

### (4) グリーン購入の推進

物品を購入する際は、次の「黒潮町グリーン購入基本方針」に基づく環境負荷の少ない製品などを優先して購入します。

#### ≪黒潮町グリーン購入基本方針≫

##### 1.目的

黒潮町の事務事業活動によって発生する環境負荷を低減し、環境負荷の少ない持続可能な町の発展を図るため、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号（以下「グリーン購入法」という。））に基づき、環境物品等の購入（以下「グリーン購入」という。）に係る方針をここに定める。

##### 2.定義

|             |                                                                                       |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) グリーン購入  | 製品等を購入し、若しくは借り受け、又はサービスの提供を受ける場合に、価格、品質、利便性、デザインだけでなく環境への負荷ができるだけ少ないものを優先的に選択することをいう。 |
| (2) 環境物品等   | グリーン購入法第 2 条各号に規定する環境への負荷の低減に資する原材料、部品、製品、役務（サービス）等                                   |
| (3) 重点調達品目  | 町が重点的にグリーン購入を推進する環境物品等の種類                                                             |
| (4) 判断基準    | 重点調達品目について、調達するための基準を定めたもの                                                            |
| (5) 適合環境物品等 | 判断基準に適合する環境物品等                                                                        |

※1 「重点調達品目」は、法第 6 条第 2 項第 2 号に規定する「特定調達品目」に相当するもの

※2 「適合環境物品等」は、法第 6 条第 2 項第 2 号に規定する「特定調達物品等」に該当するもの

### 3.適応範囲

この方針の適用範囲は、町の全ての機関（指定管理施設を除く。）とする。

### 4.基本原則

黒潮町の各機関は、物品等の調達にあたっては、次に掲げる事項に十分配慮すること。

- （１）物品等を購入する際は、購入の必要性を検討し、調達総量をできるだけ抑制するとともに、物品等の合理的な使用等に努めること。
- （２）価格や品質などに加え、環境保全の観点を考慮すること。
- （３）資源採取から廃棄に至る、物品等のライフサイクル全体についての環境負荷の低減を考慮した物品等を選択すること。

### 5.対象範囲

グリーン購入に重点的に取り組む分野は次に定めるとおりである（リース製品も該当）。

- ア 紙類
- イ 文具類
- ウ 事務用備品
- エ 画像機器等
- オ 電子計算機等
- カ オフィス機器等
- キ 移動電話等
- ク 家電製品
- ケ 冷暖房機器
- コ 給湯器
- サ 照明
- シ 自動車等
- ス 消火器
- セ 制服・作業服・作業用手袋
- ソ インテリア・寝装寝具
- タ その他繊維製品
- チ 設備
- ツ 災害備蓄用品
- テ 公共工事
- ト 役務（サービス）
- ナ ごみ袋等
- ニ 農産物
- ヌ その他

## 6.重点調達品目の選定

- (1) 重点調達品目は、次のものを選定する。
- ア 環境物品等の調達が容易であり、かつ価格面においてもトータルコストが著しく割高とならないもの。
  - イ ア以外で、再生可能エネルギーを選択する等、環境への負荷を削減するうえで特に調達すべきもの。
- (2) 重点調達品目は、庁議等において毎年度選定する。

## 7.判断の基準

グリーン購入対象物品の判断の基準は、次のいずれかに該当するものとする。

### ①グリーン購入法適合品

国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に示された判断の基準を満たすもの

### ②環境ラベル品

エコマーク等の第三者機関や業界団体等が実施する環境ラベルが付されているもの

## 8.物品の調達

- (1) 各課は、グリーン購入対象物品を調達（購入の他リース等による調達も含む。以下同じ。）しようとする際には、「7.判断の基準」に適合した物品を調達するものとする。ただし、品質や価格等の観点から、判断の基準に適合する物品の調達が困難な場合は、非適合品の調達ができるものとする。
- (2) 各課は、対象物品以外の物品を調達する際にも、できる限り「4.基本原則」に基づいた調達に努めるものとする。
- (3) 省エネ規制対象機器は規制値を達成しているかつ、できるだけ効率の良いものを選ぶ

## 9.調達目標

| グリーン購入の対象物品の調達目標は 100%とする。                                                          |                                                                                                                                                            |
|-------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ア 紙類<br>イ 文具類<br>ウ 事務用備品<br>セ 制服・作業服・作業用手袋<br>ソ インテリア・寝装寝具<br>タ その他繊維製品<br>ツ 災害備蓄用品 | グリーン購入ネットワークの購入ガイドラインに沿って環境負荷の小さいものを購入またはリースする。<br>グリーン購入ネットワーク「グリーン購入のガイドライン」参照 <a href="https://www.gpn.jp/guideline/">https://www.gpn.jp/guideline/</a> |
| エ 画像機器等<br>オ 電子計算機等<br>カ オフィス機器等                                                    | 【省エネ法指定機器に該当する機器】<br>省エネ法基準に適合し、エネルギー効率が高く、エネルギー消費量の小さい機器を購入する。（第4章・6章参照）                                                                                  |



|                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| キ 移動電話等<br>ク 家電製品<br>ケ 冷暖房機器<br>コ 給湯器<br>サ 照明<br>シ 自動車等<br>チ 設備<br>ナ ごみ袋等<br>ヌ その他 | <p>【省エネ法指定機器に該当しない設備など】</p> <p>エネルギー効率が高く、エネルギー消費量の小さい設備機器を選択する。（第４章・第６章参照）</p> <hr/> <p>【フロン類などを使用する設備】</p> <p>ノンフロン製品がある場合はノンフロンのものを選び、代替品がない場合は温室効果の小さいものを選ぶ。</p> <p>・廃棄時は、国の回収目標を満たす体制が整っている業者に処理を委託する（注：地球温暖化対策計画の業務用冷凍空調機器の廃棄時の回収率目標 75%）</p>                                                                                  |
| テ 公共工事                                                                             | <p>【材料を選ぶ優先順位】</p> <p>材料は鉄鋼などでリサイクル材を優先する。また、可能なものは建材で木材を優先し、地元木材を優先的に選ぶ。木材の優先順位は以下の通り。</p> <p>①黒潮町産木材 ②高知県産木材 ③国内産木材<br/>④跡地植林をしている木材</p> <p>【エネルギーと CO2】</p> <p>使用するエネルギーは効率を高めて削減、可能な限り電化し、CO2 排出係数の小さい電力を使用する。</p> <p>【廃棄物】</p> <p>・廃棄物が少ない工法を選び、適正処理を行う。</p>                                                                    |
| ト 役務（サービス）                                                                         | <p>【再エネ利用】</p> <p>・役場・町有施設で作業するものについて、輸送での EV による輸送と高い再エネ電力割合を有する事を検討する。</p> <p>・民間事業所での作業は、作業場所で再エネ電力割合が高いこと、輸送での EV による輸送と高い再エネ電力割合を有する事を検討する。</p> <hr/> <p>【役務（サービス）のうち貨物輸送】</p> <p>・貨物輸送について、可能であれば EV を使用する貨物輸送事業者、トラック輸送より貨物輸送量あたりのエネルギー消費量が小さい貨物輸送事業者の輸送を検討する。</p> <p>・グリーン購入ネットワーク「輸配送（貨物自動車）契約ガイドライン」を参考に環境負荷の小さい輸送を選ぶ。</p> |
| ス 消火器                                                                              | <p>オゾン層破壊物質は使用しないこと。地球温暖化係数が CO2 を超える温室効果ガスは使用しないこと。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| ニ 農産物                                                                              | <p>地産地消の観点から、選択可能な場合には黒潮町産、高知県産、四国産、国内産の農産物を選ぶ。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                  |

## 10.推進体制

「黒潮町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」第5章 実施体制 1.推進体制に基づいて推進する。

## 11.調達実績の集計

- （１）グリーン購入推進担当者は、毎年年度末に１回自己評価シートに記入し、グリーン購入責任者に報告するものとする。
- （２）グリーン購入責任者は、グリーン購入推進担当者から（１）の報告があった場合には、グリーン購入が適切に実施されているか確認するものとする。

## 12.実績のとりまとめ

- （１）グリーン購入責任者は、毎年６月末日までに、前年度の自己評価シートを事務局に提出するものとする。
- （２）事務局は、グリーン購入責任者から報告された自己評価シートのとりまとめを行う。

## コラム3. グリーン購入の意義

環境負荷の削減に、消費者側にできることがあります。消費者側が企業内・家庭内で省エネ行動や消費量の削減をすることもありますが、その他にも環境負荷を「ものさし」にして商品やサービスを選択することで、生産から廃棄に至るCO2 排出量、環境負荷の削減に寄与できます。最初から省エネになる建築や機器を選択することで、使用期間全てのエネルギー消費量とCO2 排出量を大きく減らすことができます。これを後から「省エネ行動」で挽回するのは大変困難です。

次に製造時、廃棄後のエネルギー消費やCO2 の排出量、他の環境負荷が無視できない製品やサービスを選択しないことで、使用時には見えないエネルギー消費やCO2 の排出、他の環境負荷を削減できます。こうした選択を多くの消費者が行い、製造者、サービス提供者が材料や部品の選択、工場や輸送のエネルギー選択などを変え、資源採取から廃棄までのエネルギー消費量やCO2 排出量、環境負荷を減らすことにつながります。

近年、2050年CO2 排出ゼロ目標、サプライチェーン全体のCO2 排出ゼロ・再エネ100%目標などを掲げる企業が増えている理由には、消費側の選択も寄与していると言えるでしょう。さらには狭い意味での環境だけでなく、SDGsにある持続可能な17の指標全てを考えるよう促すことができます。

## （５）環境行動の推進

職員は町民・事業者の模範となるよう、環境負荷の軽減・二酸化炭素排出削減に向けた行動を率先して行います。また、そのための研修会などを実施します。

### ①職員における環境配慮・省エネ行動の推進

|                                                                                                                                                                                                                                              |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1.電気使用量の削減                                                                                                                                                                                                                                   |
| <ul style="list-style-type: none"><li>・効果的・計画的な事務処理に努め、夜間の残業の削減を図り照明や冷暖房機器の使用抑制に努める。</li><li>・利用者がいない場所及び昼休みの消灯や時間外の不必要箇所の消灯を行う。</li><li>・退庁時には冷暖房機器や身の回りの電気器具の電源が切られていることを確認する。</li><li>・冷暖房を適切に使う。</li><li>・エレベーターの利用を極力控える。</li></ul>     |
| 2.燃料使用量の削減                                                                                                                                                                                                                                   |
| <ul style="list-style-type: none"><li>・EV への更新、利用に努める。</li><li>・無駄なアイドリングは控え、公用車から離れる時は必ずエンジンを切る。</li><li>・車両を適正に整備・管理し、排気ガスの削減に努める。</li><li>・エコドライブの実践に努める</li></ul>                                                                        |
| 3.ごみの減量、リサイクルの推進                                                                                                                                                                                                                             |
| <ul style="list-style-type: none"><li>・物品の再利用や修理による長期利用に努め、ごみの減量化を図る。</li><li>・廃棄物の分別排出の徹底に努める。</li><li>・生ごみなどの水分を含んでいるものは水切りをする。</li><li>・マイバッグやマイボトルを使用する。</li></ul>                                                                       |
| 4.用紙類の取り扱い                                                                                                                                                                                                                                   |
| <ul style="list-style-type: none"><li>・両面印刷、ミスコピー用紙の活用を徹底し、用紙の削減に努める。</li><li>・リサイクル用紙の購入に努める。</li><li>・書類等のペーパーレス化に努める。</li><li>・廃棄用紙等は分別し資源化（シュレッター化）を行う。</li></ul>                                                                        |
| 5.水道使用量の削減                                                                                                                                                                                                                                   |
| <ul style="list-style-type: none"><li>・手洗いの際などには一旦水を止めるなど日常的に節水を心がける。</li><li>・自動水栓などの節水型機器の導入に努める。</li></ul>                                                                                                                                |
| 6. 環境保全に関する意識向上、率先実行の推進                                                                                                                                                                                                                      |
| <ul style="list-style-type: none"><li>・職員（通勤距離 2km 未満の職員）のエコ通勤を促進する。</li><li>・職員が参加出来る環境保全活動（例：地域の清掃活動）等について情報提供を行う。</li><li>・クールビズ・ウォームビズを推進する。</li><li>・公務出張の際は公共交通機関の利用を推進する。</li><li>・町内事業所へ省エネルギー設備の普及促進、再生可能エネルギー設備の活用推進を図る。</li></ul> |

## ②職員に対する研修会等の実施

|                                                         |
|---------------------------------------------------------|
| 1.研修・セミナー・意見交換会などの開催                                    |
| ・全職員を対象とした研修会、セミナー等を年1回開催する                             |
| 2.情報提供                                                  |
| ・庁内掲示板や電子メールを活用し、全職員に情報提供を行う。<br>・必要に応じて意見・情報交換会の場を設ける。 |

### コラム4.役場は町のトップランナー

黒潮町は2022年度に、町全体の地球温暖化対策実行計画「黒潮町区域施策編」を策定しました。この計画は2030年度にCO2排出量を2013年度比60%削減という全国的に見ても高い目標を掲げ、それを実現する対策、それを促す政策などからなる計画です。この計画に続き2023年度に、町役場の管理施設を対象とした地球温暖化対策実行計画「事務事業編※本計画」の改定を行いました。黒潮町区域施策編の「業務その他部門」の目標は2030年に2013年比76%削減、黒潮町事務事業編の目標も2030年に2013年比76%以上削減するという目標を掲げています。この目標を達成するには、省エネ対策と再エネ対策が組合わさることで実現します。

省エネ対策では新築で断熱建築、機器や車の更新時に省エネ機器やEV等を選ぶことで、その建物・機械・車を使う期間の省エネを実現します。最初から断熱建築、省エネ機器・車を選択することで、使用時に“がまん”しなくても大きな省エネが可能です。

また、省エネ・再エネ対策を導入した施設を「モデル施設」「モデルルーム」として公開していきます。大きな省エネ・再エネ・CO2排出削減を実現し、建築費・設備費・使用期間の光熱費からなる「トータルコスト」を削減、建物は来所者も働く職員も快適。これでこそ町内の企業、家庭に「まね」していただけるモデル施設になります。

さらに、その対策を広く共有する相談窓口も開設し、公共施設から排出されるCO2削減の成功事例や、あるいはこうすればもっとうまくいったという反省点も公開し、町内の企業・家庭から排出されるCO2削減にも活かせるよう体制を整えていきます。

もうひとつ、脱炭素により光熱費の域外流出を減らし、地域経済の発展、地元企業の受注拡大（対策産業以外も含みます）と雇用の拡大、定住人口拡大につなげることもポイントとなります。黒潮町事務事業編の対策はこの点でも成果を目指していきます。

## 第 5 章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

### 1.推進体制

本計画を実効性のあるものとするため「第 4 章 目標達成に向けた取組」に基づき各課で着実に取組を進めると共に、実施状況についても定期的に点検することが必要です。

このため黒潮町事務事業編「推進委員会」「推進委員」「事務局」を設け、計画の着実な推進と進行管理を行います。

#### (1) 推進委員会

環境政策室長を委員長、総務課長を副委員長とし、委員は各課・事務局・委員会の中から係長職 1 名以上をもって充て、計画の策定、見直し及び計画の推進点検を行う。

#### (2) 推進担当者

各課及び各出先機関に 1 名以上の推進委員を置く。推進委員は計画の推進及び進捗状況を把握しつつ、本計画の KPI に基づき各課毎に効果的な取組を選択・実践するとともに、事務局と点検を行いながら計画の総合的な推進を図る。

また、推進委員はグリーン購入推進担当を兼務し、グリーン購入責任者は各課長、出先機関についてはその施設等の長とする。

#### (3) 事務局

事務局を環境政策室環境政策係に置き、計画全体の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行う。

## 2.点検・評価（KPI）

### （１）定期的に行う進捗管理

「事務局」は、「推進委員」をとおり定期的に進捗状況を把握し、その取組に関する助言などを行う。

### （２）推進委員会での評価・点検

「委員長」は、「推進委員」を招集し、「推進委員会」を年１回開催し評価点検を行う。

### （３）取組に対する改善

「委員長」は上記の推進状況において、その取組内容や運用手順等に問題が認められる場合は、その改善点等につき意見を述べるとともに、推進委員及びグリーン購入責任者に対して改善を指示することができる。

## 3.進捗状況の公表

計画の進捗状況、点検評価結果及び、直近年度の温室効果ガス排出量については、年１回町広報誌やＨＰ等により公表する。また、黒潮町地球温暖化対策推進協議会においても報告を行うこととする。

## 4.改定に向けての見直し（PDCA）

本計画の推進状況を点検し、必要に応じ、目標・取組項目など計画全般にわたって見直しを行います。見直しは「推進委員会」において決定します。

## 第6章 参考資料

### 1. 進捗管理等に必要な各種シートなど

| KPI 管理シート |                                                |
|-----------|------------------------------------------------|
| 担 当 者     | 事務局                                            |
| 内 容       | 各課から提出されるエネルギー管理シート及びグリーン購入自己評価シートをもとに取りまとめを行う |
| 提出時期      | 年に1回推進委員会にて報告                                  |
| 様 式       | 別紙1.参照                                         |

| エネルギー管理シート |                              |
|------------|------------------------------|
| 担 当 者      | 推進委員                         |
| 内 容        | 各課で使用した電気・ガス・ガソリンなどの使用量を記入する |
| 提出時期       | 毎年、年度末に1回事務局へ提出              |
| 様 式        | 別紙2.参照                       |

| グリーン購入自己評価シート |                             |
|---------------|-----------------------------|
| 担 当 者         | 推進委員（グリーン購入推進担当者）           |
| 内 容           | グリーン購入に関する取組の自己評価を記入する      |
| 提出時期          | 毎年、年度末に1回グリーン購入責任者へ提出       |
| 担 当 者         | グリーン購入責任者（各課長または出先機関の施設長など） |
| 内 容           | 記入内容を確認し事務局へ提出              |
| 提出時期          | 毎年6月末まで                     |
| 様 式           | 別紙3.参照                      |

### 2. 設備や施設に係る関係資料

|                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2-1「第4章 2.具体的な取組内容                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| (1)再生可能エネルギー・未利用エネルギー等の導入」関係資料                                                                                                                                                                                                                                                              |
| ●平均的な太陽光発電価格（注：コストは毎年減少傾向です）<br>＜経済産業省調達価格算定委員会報告＞<br><a href="https://www.meti.go.jp/shingikai/santeii/pdf/20240207_1.pdf">https://www.meti.go.jp/shingikai/santeii/pdf/20240207_1.pdf</a><br>事業用太陽光発電の屋根設置システムの初期費用は上記報告13ページ、平均的な屋根設置（10kW以上、2023年1-8月設置）で18.97万/kW、15ページの中央値で0.40万円/kW。 |

●設置費が初年度にかからない PPA システム  
<環境省：PPA モデルとは>  
<https://ondankataisaku.env.go.jp/re-start/howto/03/>

## 2-2「第4章2 具体的な取組内容(2)公共施設における省エネルギー対策の推進」関係資料

### (1)断熱・遮熱建築の情報

<環境省：ZEB について>  
<https://www.env.go.jp/earth/zeb/detail/01.html>  
<環境共創イニシアチブ：ZEB 建築の事例>  
[https://sii.or.jp/zeb/leading\\_owner/search/example/](https://sii.or.jp/zeb/leading_owner/search/example/)  
<国土交通省：断熱建築の新築義務化、床面積 2000m<sup>2</sup> 以上の断熱基準強化>  
<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001519932.pdf>  
<国土交通省：省エネ性能表示制度について>  
[https://www.mlit.go.jp/shoene-label/images/guideline\\_gaiyou.pdf](https://www.mlit.go.jp/shoene-label/images/guideline_gaiyou.pdf)  
・新築は努力義務ですが、公共なので取得が望ましいと言えます。  
・証明書に「ZEB」と表示するには第三者認証が必要です。

### (2)断熱改修について

<国土交通省：断熱改修の説明例>  
<https://www.nilim.go.jp/lab/bbg/kouenkai/kouenkai2022/koen2022/pdf/siryoku/12.pdf>

### (3)省エネ機器の導入について

●省エネ法により、規制対象機器の種類とエネルギー効率の規制が定められています。  
●機器ごとのエネルギー効率、電気代などが個別に発表され、機器選定の参考になります。  
<経済産業省>  
[https://seihinjyoho.go.jp/pdf/newlabel\\_guidebook\\_221001.pdf](https://seihinjyoho.go.jp/pdf/newlabel_guidebook_221001.pdf)  
<省エネ型製品情報サイト>  
<https://seihinjyoho.go.jp/index.html>  
<環境省：しんきゅうさん>  
<https://ondankataisaku.env.go.jp/shinkyusan/>  
●初期費用を当初予算で支払わず、後年度に光熱費削減分から返済していく「ESCO 事業」  
<環境省：ESCO 事業の概要>  
<https://www.env.go.jp/council/35hairyo-keiyaku/y352-01/ref06-2.pdf>  
業界団体 ESCO エネルギーマネジメント推進協議会：ESCO 事業のススメ  
<https://www.jaesco.or.jp/esco-energy-management/esco/esco-about-esco/>  
●省エネ診断  
<経済産業省 省エネルギーセンター>  
<https://www.shindan-net.jp/>



|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2-3「第4章2 具体的な取組内容(3)EV(電気自動車)への転換」関係資料                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| (1)電気自動車について                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| <p>●電気自動車の電費（kWh あたりどれだけ走るか？）<br/>⇒乗用車の場合にはおおむね 6-8km/kWh です。</p> <p>●電気自動車のバッテリー容量<br/>⇒乗用車タイプで 40-62kWh、軽乗用車タイプで 20kWh です。</p> <p>●航続距離（朝に役場の駐車場でフル充電済してどれだけ走るか）<br/>⇒上記の電費とバッテリー容量をかけて求められ、夏冬のエアコンを使う時期で保守的にみて乗用車の容量 40kWh タイプで約 240km、容量 62kWh で約 360km です。</p> <p>●遠出の際には急速充電器を利用<br/>＜充電器設置場所は民間 web サイト＞<br/><a href="https://ev.gogo.gs/map/">https://ev.gogo.gs/map/</a></p> |
| (2)電気自動車以外                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| <p>●電気自動車以外の燃費情<br/>＜国土交通省：自動車燃費一覧＞<br/><a href="https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr10_000055.html">https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr10_000055.html</a><br/>＜国土交通省：自動車燃費規制＞<br/><a href="https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr10_000005.html">https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr10_000005.html</a></p>                                                       |
| 3.「第4章2 具体的な取組内容(4)グリーン購入の推進」関係資料                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| (1)環境ラベル品                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| <p>＜環境省：環境ラベルの一覧＞<br/><a href="https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/touroku.html">https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/touroku.html</a><br/>＜高知県：環境ラベル一覧＞<br/><a href="https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/c01_01.html#cyugoku-kochi">https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/c01_01.html#cyugoku-kochi</a></p>                     |
| (2) グリーン購入ネットワークの購入ガイドライン                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| <p>＜グリーン購入ネットワークの購入ガイドライン＞<br/><a href="https://www.gpn.jp/guideline/">https://www.gpn.jp/guideline/</a></p>                                                                                                                                                                                                                                                                          |







---

黒潮町地球温暖化対策実行計画事務事業編

2023 年 3 月

黒潮町環境政策室

〒789-1992 高知県幡多郡黒潮町入野 5893 番地

電話：0880-43-2119 FAX：0880-43-2676

公式ホームページ： <https://www.town.kuroshio.lg.jp/>

---